

タイオンラインメディア等を活用したインバウンド誘客促進事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

タイオンラインメディア等を活用したインバウンド誘客促進事業

2 目的

栃木県、福島県、山形県、宮城県で構成する栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会（以下、「本協議会」という。）では、平成26年度から継続してタイの訪日旅行者をターゲットとした誘客プロモーションを展開しており、令和元年の宿泊旅行統計調査（観光庁）における栃木・南東北のタイ宿泊旅行者は、過去最多の9万6千人泊を記録した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者の大幅な減少が避けられない状況であったが、タイ人の訪日意欲は依然として高く、令和4年10月から個人旅行が再開してからは、徐々に訪日旅行者が増えており、12月には仙台ーバンコク間のチャーター便が到着するなど、動きが活発になってきている。本格的な訪日旅行再開に向けて、引き続き、インバウンド向けのプロモーション及び受入環境整備を行うことが必要である。

本事業においては、オンラインメディア等の招請を実施し、本協議会の4県の観光コンテンツを情報発信することで、旅行先としての認知度向上を図るもの。

3 実施主体

栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月30日（木）まで

5 委託料

(1) 2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(2) 支払方法は、事業完了後の精算払とする。

6 実施場所

タイ国内及び日本国内

7 委託業務の内容

(1) 実施概要

イ 招請については、本協議会各県1泊ずつの行程とし4泊5日（機内泊含まず）で実施すること。

ロ タイ現地のオンラインメディア等2社程度を招請すること。

被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、

全て受託者が負担することとする。

(2) 業務内容

- イ 行程については、個人旅行者層を意識した行程を選定することとし、本協議会4県の魅力的な観光コンテンツを紹介できるような行程を設定し実施すること。なお、行程は発注者と協議の上で決定すること。
- ロ 被招請者選定については、当該市場について訴求力のあるメディア等を選定すること。また、選定理由について明記すること。
- ハ 被招請者選定に係る連絡調整及び各種手続など、招請事業実施に向けた旅行手配等を行うこと。
- ニ 被招請者の自宅から出発地である海外拠点空港までの移動を含む海外渡航費、日本国内交通費、宿泊費、食事代、観光施設の入場料など招請に係る全ての費用を見積書に計上すること。
- ホ 招請事業における宿泊施設、食事処、観光施設等の視察について、事前に取材許可を得るなど必要な手続を行うとともに、必要な経費があれば見積書に計上すること。
- ヘ 招請中の移動手段として、専用車を手配すること。
- ト 宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能な宿泊施設とすること。また、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- チ 事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費(交通費、宿泊費、食事代及び見学費等)を見積書に計上すること。
- リ 被招請者に当該事業に係る必要な保険を手配することとし、その経費を見積書に計上すること。
- ヌ 被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に発注者と協議することとし、今後のタイ市場からのインバウンド誘客の検討材料となるものにすること。
- ル 被招請者は、自社のwebサイトやSNS等を活用した情報発信を行うこととし、その成果指標の設定及びその測定(調査)方法を提案し、効果の測定を実施すること。

(3) その他留意事項

- イ 本事業の業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制(担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること)を示すこと。また、本事業の実施に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。
- ロ 本事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症感染防止のための必要な感染症対策を行うとともに、陽性者が発生した場合の対応を想定し上で事業実施すること。
- ハ 招請中に被招請者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合の対応費用は全て受託者が負担するものとする。
- ニ 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による出入国制限の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて発注者と協議の上で実施すること。

8 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

下記提出物の電子データについては、1枚のCD-ROMまたはDVD-ROM（以下「電子媒体」という。）に集約して格納しても構わない。

- イ 業務完了報告書（指定様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ロ 実績報告書（任意様式） 紙媒体4部及び電子媒体1枚
- ハ その他業務確認に必要な書類（任意様式） 紙媒体4部及び電子媒体1枚
- ニ 本業務による成果品のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出場所

宮城県経済商工観光部 観光プロモーション推進室
〒980-0875 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

(3) 提出期限

令和5年3月30日（木）正午

9 目的物（成果品）

- (1) 本業務による成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果品の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (4) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び宮城県が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (5) 許諾関係及びプロパティリリース、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 成果品については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なのように対応すること。

10 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年

宮城県条例第27号)、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)、福島県個人情報保護条例(平成6年10月14日福島県条例第71号)及び山形県個人情報保護条例(平成12年10月13日山形県条例第62号)を遵守しなければならない。また、各国法に準拠した個人情報保護の対応を行うこと。

11 その他

- (1) 委託業務の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (5) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。
- (7) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (8) コロナの影響等により本業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じ、業務内容の変更や規模の縮小等所要の見直しを行うものとする。